

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和2年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000054号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000030号

第1 結論

請求者のA社における平成28年3月31日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成28年3月31日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月31日

私は、請求期間において、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表(年度末賞与)(写)によると、請求者は、平成28年3月31日に標準賞与額9万2,000円に相当する賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく、請求者の産前産後休業期間中(平成28年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料免除の申出を行ったことが確認できる。当該規定には、産前産後休業をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われず旨定められている。

以上のことから、請求期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表(年度末賞与)(写)において確認できる賞与額から、9万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000055号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000031号

第1 結論

請求者のA社における平成28年3月31日の標準賞与額を7万2,000円に訂正することが必要である。

平成28年3月31日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月31日

私は、請求期間において、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表(年度末賞与)(写)によると、請求者は、平成28年3月31日に標準賞与額7万2,000円に相当する賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、請求者の育児休業期間中(平成28年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る厚生年金保険料免除の申出を行ったことが確認できる。当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われず旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表(年度末賞与)(写)において確認できる賞与額から、7万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000056号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000032号

第1 結論

請求者のA社における平成28年3月31日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成28年3月31日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月31日

私は、請求期間において、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表(年度末賞与)(写)によると、請求者は、平成28年3月31日に標準賞与額6万円に相当する賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、請求者の育児休業期間中(平成28年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料免除の申出を行ったことが確認できる。当該規定には、育児休業等を行っている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表(年度末賞与)(写)において確認できる賞与額から、6万円とすることが必要である。